

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例

四日市市特別会計条例（昭和39年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(弾力条項の適用) 第3条 次の各号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。 (1) (略) (2) <u>四日市市国民健康保険特別会計</u> (3) (略) (4) <u>四日市市後期高齢者医療特別会計</u>	(弾力条項の適用) 第3条 次の各号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。 (1) (略)  (2) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財政経営部財政経営課)